

「労働能力の喪失度」に関する質問

障害等級認定に際し、下記の当てはまる項目の()内に○印をお願い致します。

- 重度の障害の為に、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について常に介護を要し、日常生活の範囲が病床に限定されている状態。()
- 高度の障害の為に、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について随時介護を要し、日常生活の範囲が主として病床にあるが、食事、用便、自宅内の歩行など短時間の離床が可能であるかまたは差し支えない状態。()
- 高度の障害の為に、生命維持に必要な身のまわり処理の動作や、自宅周囲の歩行が可能かまたは差し支えないが、終身にわたりおよそ労務に服することができない状態。()
- 障害により、身体能力の低下などのため、独力では一般平均人の4分の1程度の労働力しか残されていない場合で、終身にわたりおよそ軽易な労務のほか服することができない状態。()
- 障害により、身体能力の低下などのため、労働力が一般平均人以下に明らかに低下している状態。()
- 一般的労働能力は残存しているが、障害のため、社会通念上、その就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限される状態。()
- 一般的労働能力は残存しているが、障害の存在が明確であって労働に支障をきたす状態。()
- 上記のいずれの項目にも該当しない。()

【備考】

診断日 年 月 日

医師氏名

⑩